

福岡県医発第985号(地)
平成19年 9月 7日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義 武
(公印省略)

平成20年度特定健診・特定保健指導への準備状況等の調査について

日本医師会より特定健診・特定保健指導への準備状況等について現状把握を目的とした標記調査の実施について、別紙のとおり協力依頼がありました。

そこで、平成19年9月6日開催の本会第16回全理事会で協議の結果、本調査に協力することとなりました。

つきましては、先般、本会からも「特定健診・特定保健指導への取組状況調査」をお願いしているところであり、大変恐縮に存じますが、本調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、調査票は、必要事項をご記入の上、9月25日(火)までに本会地域医療課宛ご返送ねがいます。

郡市区医師会用調査票

都道府県: 福岡 都・道・府・県

医師会名: 小郡市 医師会

記入者名: 蒲池 壽 役職: 副会長

連絡先電話番号: 0942-72-5534

＜問い合わせ先＞

日本医師会地域医療第3課

電話番号: 03-3942-8181

FAX 番号: 03-3946-2684

E-mail: c3@po.med.or.jp

平成 20 年度特定健診・特定保健指導への準備状況等の調査

＜調査項目: 該当する数字に○をつけるか、空欄にご記入ください＞

※ 郡市区医師会の中には、複数の自治体へ異なった対応を行っているところがあります。その際には契約面や金額面などの基準で主観的にご判断していただき、主となる1つの自治体との関係についてご記入ください。

主となる自治体名(ご記入ください)

小郡市

1. 市町村国保との特定健診・特定保健指導に関して

問 1 市町村国保との特定健診・特定保健指導の実施について、医師会内で検討を行っていますか

☒ ① 行っている

ii 行っていない

iii 未定

問 2 市町村国保との特定健診・特定保健指導の契約について、都道府県医師会と協議を行っていますか ※協議のレベルは問いません

i 行っている

ii 行っていない

☒ ③ 今後、行う予定である

iv 未定

問 3 特定健診・特定保健指導の実施について市町村国保と協議を行っていますか

☒ ① 行っている

ii 行っていない

iii 今後、行う予定である

iv 未定

問4 特定健診・特定保健指導の実施にあたり市町村国保と契約する内容について

- i 特定健診（問6へ） ii 特定保健指導
iii 特定健診・特定保健指導の両方
iv 契約する予定はない（問7へ） v 未定（問7へ）

問5 保健指導の委託について ※市町村保健センター等で直営の保健指導が想定されますが、たとえば、休日実施分の委託や、初回面接を委託し、その後の指導を直営にするなどの一部委託が考えられます

- i 全部委託 ii 一部委託 iii 未定

問6 特定健診・特定保健指導の料金設定について

- i 決める予定である

※ 特定健診・特定保健指導の価格が、決まっていればご記入ください

→ 健診： 円
→ 保健指導： 動機づけ支援 円、積極的支援 円

- ii 未定
iii その他（ ）

2. 健保等との特定健診・特定保健指導に関して

※健保以外に事業者（安衛法に基づく健診）が相手方になることも想定されます

問7 健保等との特定健診・特定保健指導の実施について、医師会内で検討を行っていますか

- i 行っている ii 行っていない iii 未定

問8 特定健診・特定保健指導の実施にあたり健保等と協議を行っていますか

- i 行っている ii 行っていない iii 今後、行う予定である iv 未定

問9 特定健診・特定保健指導の実施にあたり健保等と契約する内容について

- i 特定健診 → (a 被保険者 b 被扶養者 c 両方)
ii 特定保健指導 → (a 被保険者 b 被扶養者 c 両方)
iii 特定健診・特定保健指導の両方 → (a 被保険者 b 被扶養者 c 両方)
iv 契約する予定はない（問11へ）
v 未定（問11へ）

問 10 特定健診・特定保健指導の価格設定について

i 決める予定である

※特定健診・特定保健指導の価格が、決まっていればご記入ください

→ 健診: 円

→ 保健指導: 動機付け支援 円、積極的支援 円

ii 未定

iii その他()

3. その他

問 11 平成 20 年度以降の特定健診以外で、現在、市町村が実施主体である「老人保健法に基づく基本健康診査における、いわゆる上乗せ部分」及び「がん検診」等について、従来通りの方法で引き続き実施する方向で市町村と検討されていますか

i はい

ii いいえ

iii 未定

iv その他()

問 12 地域職域連携推進協議会に参加していますか

i 参加している

ii 参加していない ※参加していない理由をご記入ください

(今後参加を検討)

iii その他()

問 13 平成 20 年度以降の特定健診・特定保健指導の実施機関を郡市区医師会のホームページで公表することを考えていますか

i 考えている

ii 考えていない

iii 未定

iv その他()

問 14 市町村国保との特定健診・特定保健指導への取り組みで現在課題となっていることについて ※任意記入

問 15 健保等(代表保険者)との特定健診・特定保健指導への取り組みで現在課題となっていることについて ※任意記入

問 16 その他について、特定健診・特定保健指導への取り組みで、たとえば民間企業の参入等、現在課題となっていることについて ※任意記入

別紙

ご協力ありがとうございました

問 16

特定検診・特定保健指導は地域の医師会が先頭に立ち地域完結型の疾病予防しなければならない。個々の地域には地域の特性があり単一に固定した特定検診・特定保健指導はあまり意味を持たずそれを充分に加味した特定保健指導はその地域の医師によらなければならないと考えます。また営利企業による特定検診・特定保健指導については介護保険制度と同様に営利追求による不祥事の起こる可能性が大により反対である。